

大竹市監査委員告示第1号

大竹市監査委員監査基準の一部を改正する監査基準を次のように定める。

令和5年4月3日

大竹市代表監査委員 薬師寺 基夫

大竹市監査委員監査基準の一部を改正する監査基準

大竹市監査委員監査基準（令和2年大竹市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「個人情報保護条例等」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、大竹市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年大竹市条例第1号）等」に改める。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。